

カメルーン北部州ベヌエ国立公園地区における自然保護計画と地域住民の関係：スポーツハンティングにおける依存と対立

安田, 章人
京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

<https://hdl.handle.net/2324/26684>

出版情報：生態人類学会ニュースレター. 12, pp.13-15, 2006-12-07. 生態人類学会
バージョン：
権利関係：(C) 生態人類学会



カメルーン北部州ベヌエ国立公園地区における自然保護計画と地域住民の関係 —スポーツハンティングにおける依存と対立—

安田 章人

京都大学大学院

アジア・アフリカ地域研究研究科

アフリカにおける自然保護政策の原型である原生自然保護は、植民地時代に、ロマン主義の思潮の影響を受けて、「手付かずの自然」を護ること以外に、「貴族の娯楽」として行われていたスポーツハンティングのための、猟獣の保護を主たる動機として始まった。しかし、猟獣保護区の設定による狩猟規制や立ち退きなど、地域住民への植民地主義的

な政策に対する批判などから、1980年代に住民参加型保全へモデルシフトしたとされる。住民参加型保全は、地域住民に観光収入や雇用機会を与えることで、保全活動へのインセンティブを引き出し、彼らを主たる保全の担い手とすることを目的としている。この政策モデルの移行の結果、I. スポーツハンティングをもととした植民地主義的手法からの脱却と、II. 政策の意思決定におけるトップダウンから住民参加を謳ったボトムアップへの転換が期待されたと考えられる。そして、ジンバブウェの CAMPFIRE を筆頭に、東・南アフリカを中心に実施されている住民参加型保全を謳ったプロジェクトは、野生動物保全と観光活動の両立のモデルとして評価されている。しかし、これまでの住民参加保全を取り上げた研究では、植民地主義を連想させるような欧米人によるスポーツハンティングの現状はあまり語られていない。さらに、地域住民に対する利益還元など、経済的便益のみが注目され、ローカルな視点からの住民生活と自然保護政策の関係の分析はほとんどされていない。そこで、本研究では、カメルーン北部州ベヌエ国立公園地域を調査地とし、(1) 現代のスポーツハンティングの実態および自然保護計画におけるその位置付けと、(2) スポーツハンティングと地域住民の生活の関係を具体的に検討することを目的とした。

ベヌエ国立公園の前身は、1932年に当時委任統治を行っていたフランスによって設定された、ベヌエ野生動物保護区であった。独立後、政府によって、1968年にベヌエ国立公園に格上げされるとともに、その周辺には、「狩猟区」が設立された。狩猟区は、28に区分され、それぞれ欧米の観光事業者に賃借されている。賃貸契約を結んだ事業者は、スポーツハンティングキャンプ（宿泊施設）を建設し、欧米からの富裕層であるスポーツハンターを誘致し、観光業を営んでいた。狩猟区における捕獲頭数や訪れるスポーツハンターの人数は漸増しており、調査地におけるスポーツハンティングは活性化しているようであった。それには、スポーツハンティングは、政府にとっても、エコツーリズムなどの国立公園における野生動物の非消費的利用に比べて、莫大な利益をもたらす、貴重な外貨獲得源であると同時に、自然保護計画の活動資金源ともなっていたことが背景にあると考えられる。

一方で、狩猟区内には、零細的な農業、牧畜、狩猟、採集などを基本的な生業とする農耕民と遊牧民が居住している。農耕民 Dii（ディー）である、調査村A村の人々は、それらの生業活動以外に、スポーツハンティングキャンプにおいて現金稼得活動を行い、それによって得られた現金は彼らの年間収入の60~80%を占めていた。雇用主である観光事業者にとっても、地域住民は不可欠な労働力となっていることから、両者には雇用による労働力と現金収入という相利関係があった。しかし、村内の雇用世帯は、村全体の約6割で、非雇用世帯との間には、主たる現金投入先

である綿花栽培における、畑の所有面積の格差がみられた。さらに、公共設備の提供など、雇用以外の住民への利益還元は乏しく、明確に法規定されていなかった。しかし、限定的な利益還元以上に問題であったのが、資源利用における緊張関係であった。狩猟区内の自然資源の利用権は、賃貸契約を結んだ観光事業者にあり、狩猟区における狩猟には、狩猟ライセンスの取得と捕獲税の納付が義務とされていた。そのため、A村では、薪や建材の採集などは認められていたが、家畜を多く所有しない村人に、貴重なタンパク質をもたらす狩猟活動は禁止されていた。つまり、住民の資源利用に対する裁量権もが、欧米の観光事業者に与えられていた。さらに、狩猟区の外であっても、政府によって、現在の住民が行っている銃や金属製の罠などを使った狩猟は、「伝統的」狩猟ではないとされていた。このため、狩猟区内の住民による狩猟・漁労・採集などの生業活動は、事業者や政府らによって制限され、国際的な自然保護組織の協力も加わり、違法行為として取り締まられていた。そして、逮捕者には、罰金や禁固刑という厳しい処置がとられていた。

現在、語られることが少なくなったスポーツハンティングは、調査地において、自然保護政策と密接な関係を持ち、衰退するのではなく、むしろ活性化していた。しかし、一方で、地域住民による生業活動は保障されておらず、特に狩猟に関しては密猟として厳しく取り締まられていた。これに関して、カメルーンの国内法において、スポーツハンティングにおける捕獲対象種や狩猟ライセンスについては言及されているが、住民による狩猟に関しては触れられていない。つまり、これは、同じ狩猟活動でも、欧米人によるスポーツハンティングには寛容であるが、地域住民による狩猟は、彼らを野生動物保全に対する脅威として見る、政府のダブルスタンダードの表れではないだろうか。さらに、アフリカにおける自然保護政策は、原生自然保護政策から住民参加型保全モデルへとシフトし、これにより、I. スポーツハンティングをもととした植民地主義的手法からの脱却と、II. 政策の意思決定におけるトップダウンから住民参加を謳ったボトムアップへの転換が期待されたはずであった。ところが、調査地では、地域住民が居住する土地は、スポーツハンティングのための狩猟区に設定され、その中に住む人々による自然資源へのアクセスは、政府や観光事業者らによって規制され、逮捕と罰金という強権的な対応によって取り締まられていた。加えて、スポーツハンティングキャンプでの雇用という限定的な利益還元は存在したが、雇用以外の利益分配は履行されていなかった。つまり、調査地におけるスポーツハンティングを軸とした自然保護政策には、住民参加型保全プロジェクトにおいて叫ばれるような、ボトムアップ型アプローチへの転換はみられず、かつての原生自然保護政策のような、住民に対する植民地主義的な政策が色濃く残っているといえるだろう。

このような「欧米人に独占的に与えられた狩猟権」と「地域住民に対する不十分な生業権保障」という状況の是正に対して、住民の権利拡大や観光活動からの利益還元の拡充などが考えられる。しかし、そのような政策的・経済的観点のみに注目してしまえば、これまでの住民参加型保全研究のように、「地域住民とスポーツハンティングや自然保護計画の関係についてのローカルな視点からの分析が欠如」し、その結果、地域住民の「自然への加害者あるいは自然保護の被害者」という一面的な姿のみを浮き上がらせてしまう可能性がある（岩井 2004）。細川は、現在の「環境的公正」において、利益配分や補償制度といった西歐的価値のみが注目されており、「自然と人間の身体的感応性」といった地域住民と自然関係の破壊による受苦を理解せねばならないと主張する（細川 2005）。つまり、今後の研究課題として、現在の調査地におけるスポーツハンティングを中心とし、「不平等性」を生み出している植民地主義を彷彿とさせる自然保護政策に対する検討とともに、村内社会構造や地域内の民族間関係、住民と自然との精神文化的な面を含めた、よりローカルな視点にもとづいた分析と考察が必要であると考えられる。

参考文献

- 岩井雪乃 2004 「タンザニア・西セレンゲティ地域における自然保護政策と住民の生活実践の変容」．京都大学博士学位論文．京都大学大学院人間・環境学研究所アフリカ地域研究専攻．
- 細川弘明 2005 「異文化が問う正統と正当 —先住民族の自然観を手がかりに環境正義の地平を広げるための試論—」『環境社会学研究』 11: 52-69.
-